

「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」

<三次補正予算>国直営（問合せ、申請、交付、実績報告は厚生労働省）

本補助金は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、緊急的臨時的な対応として、診療・検査医療機関（仮称）においての診療・検査体制の確保及び医療機関・薬局等の医療提供体制の確保を図るため、感染拡大防止等に要する費用を補助するものです。

なお、補助金の申請は令和2年度または令和3年度のいずれかとなります。2年度に申請された医療機関は対象外となります。ただし、「II. 補助の対象となる医療機関と補助基準額(上限額)」の項目の(2)の医療機関につきましては追加での申請が可能となります。

I. 経費対象期間

○令和2年度事業での申請（令和3年2月28日まで申請受付） 【受付終了】

→ 令和2年12月15日から令和3年3月31日までにかかる費用
（すでに交付済または現在審査中です。）

○令和3年度事業での申請（令和3年9月30日まで申請受付）

→ 令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる費用

II. 補助の対象となる医療機関等と補助基準額（上限額）

(1)「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けていない医療機関等

① 診療・検査医療機関（仮称）（大阪府に指定されている医療機関）

補助上限額

診療・検査医療機関（仮称）	100万円
---------------	-------

② 医療機関、薬局等

補助上限額

病院・有床診療所（医科・歯科）	25万円+5万円×許可病床数
無床診療所（医科・歯科）	25万円
薬局、訪問看護事業者、助産所	20万円

③ 「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関

（大阪府に登録されている医療機関）

同事業の補助基準額（「1,000万円に、許可病床200床ごとに200万円を追加した額」）が「25万円+5万円×許可病床数」より低い医療機関

・「25万円+5万円×許可病床数」－「1,000万円に、許可病床200床ごとに200万円を追加した額」＝今回の補助額

(2)「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の申請日以降に新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関であって、同補助金の補助基準額（上限額）が100万円より低い医療機関

- ・病院・有床診療所 「100万円」－「25万円＋5万円×許可病床数」＝今回の補助額
- ・無床診療所 「100万円」－「25万円」＝今回の補助額

Ⅲ. 申請書の提出

○提出書類

申請する経費の支出がすべて終わっている場合

交付申請書（第5号様式）、申請書の別紙、厚生労働省への請求書、（診療・検査医療機関（仮称）の場合）指定を証明する書類、経費に係る領収書等の支出額がわかるもの
申請する経費の支出が終わっていない場合

交付申請書（第3号様式）、申請書の別紙、厚生労働省への請求書、（診療・検査医療機関（仮称）の場合）指定を証明する書類

Ⅳ. 補助の交付決定

補助対象となる医療機関等であるか等を審査し、審査の結果、「交付決定通知書」を郵送、請求書に記載の金融機関へ振込を行う。

Ⅴ. 事業実績報告の提出

○申請する経費の支出が終わっていない場合

事業（支出）が終わった日から1ヵ月以内または令和4年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出する。

○提出書類

事業実績報告書（第4号様式）、実績報告書の別紙、領収書等の支出額がわかるもの

※申請書、事業実績報告書の送付先

住所：〒119-0397 銀座郵便局留、宛先：厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金担当 宛

※（1）①、②、③のうち、いずれかでの申請となります。

※対象経費となる科目内容は令和2年度＜二次補正予算＞、＜三次補正予算＞と同様です。

※他の補助事業の対象経費としたものを重複して計上することはできません。

※診療・検査医療機関（仮称）については、少なくとも令和3年9月30日まで診療・検査医療機関（仮称）として継続することとなります。